

基本計画

【第3次基本計画】

基本計画改定にあたって

- 第1章 からだとところを育む潤いのある食の実現
- 第2章 たくましく自立する農業、環境に配慮したこだわりのある農業、生きがいとしての農業など多様な農業の実現
- 第3章 農を基盤とした豊かな自然環境と、人と人が絆で結ばれた地域社会の実現 ～生きものと共生するコウノトリが舞う里づくり～

基本計画改定にあたって

本ビジョンは、越前市食と農の創造条例に基づき、平成22年度から10年間の「基本構想」と5年ごとの第1次及び第2次の「基本計画」からなり、本市の農業基本計画として、各種事業を推進してきました。

また、平成22年3月にはコウノトリをシンボルとした「生きものと共生する越前市」を目指して「コウノトリが舞う里づくり構想（現「戦略」）を策定し、平成23年度から5年間の第1次実施計画、平成28年度から4年間の第2次実施計画を策定し、本市に縁のあるコウノトリをシンボルとした里地里山の保全再生や環境整備の取組みを推進してきました。

この2つの計画には、共通部分が多くあることから統合し、令和2年度から本ビジョンの新たな5年間の第3次基本計画として、これまでの第1次、第2次基本計画と同様、各施策の推進や達成状況の確認及び進捗状況の把握のため、数値目標を掲げ推進します。

前計画の成果

本ビジョンの前計画である「第2次基本計画」（平成27年度～令和元年度）では、基本構想における3つの柱「食」、「農」、「地域」ごとに定めた基本的施策に基づき、食育や地産地消の推進、人材の育成及び確保、農業経営の安定、環境調和型農業の推進、農村景観の保全、生産基盤の整備・維持管理など各施策の推進に取り組んできました。その結果、小学校給食における地場産農産物（県内）の食材使用率の上昇や地産地消推進の店の認定数の増加、特別栽培米の作付面積の増加など、食育や地産地消、環境調和型農業の推進において、着実に取組みの実績を伸ばしています。

また、コウノトリが舞う里づくり戦略の「第2次実施計画」（平成28年度～令和元年度）では、「里地里山の保全再生」、「環境調和型農業の推進と農産物のブランド化」、「学びあいと交流」を3つの方針として定め、「生きものと共生する越前市」を目指して、里地・水辺、里山の保全再生、希少野生生物などの保全と特定外来生物などの駆除・防除、コウノトリをシンボルとした農産物のブランド化、自然環境学習などの各施策を展開してきました。なかでも、水田魚道や休耕田ビオトープの設置などをはじめ、コウノトリが舞う里づくりのさまざまな取組みの結果、令和元年5月には、県内で55年振りに、野外でコウノトリのひなが誕生するという大きな取組みの成果を上げることができました。

【前計画で設定した主な数値目標の達成状況】

指標名	平成25年度 (基準)	平成30年度 実績	令和元年度 見込
子どもの朝食欠食率	0.8%	0.27%	0.31%
小学校給食における地場産農産物（県内）の食材使用率	39.3%	45.3%	47.4%
これまでに認定した地産地消推進の店の累計店舗の総数	50軒	58軒	68軒
担い手経営体（認定農業者・集落営農など）数	158経営体	171経営体	164経営体
農地利用の担い手集積率	57.1%	69.4%	70.5%
多面的機能支払交付金事業に取り組む集落数	128集落	133集落	133集落
農家民宿数	15軒	20軒	21軒
水田魚道設置数	10箇所	20箇所	20箇所
休耕田ビオトープの面積	2.9 h a	6.3 h a	8.8 h a
鳥獣害による農作物被害面積（農業共済引き受け）	38.3 h a	29.6 h a	15.9 h a

第3次基本計画の期間

令和2年度～令和6年度の5年間

基本計画の各章の構成

【3つの柱】

第1章 からだとところを育む潤いのある食の実現

第2章 たくましく自立する農業、環境に配慮したこだわりのある農業、生きがいと
しての農業など多様な農業の実現

第3章 農を基盤とした豊かな自然環境と、人と人が絆で結ばれた地域社会の実現
～生きものと共生するコウノトリが舞う里づくり～

【各章の構成】

- 1 現状と課題
- 2 基本的な施策
 基本的施策と具体的な施策・内容
- 3 主な事業
 事業名と事業内容
- 4 協働の取組み
- 5 数値目標

第1章 からだとこころを育む潤いのある食の実現

1 現状と課題

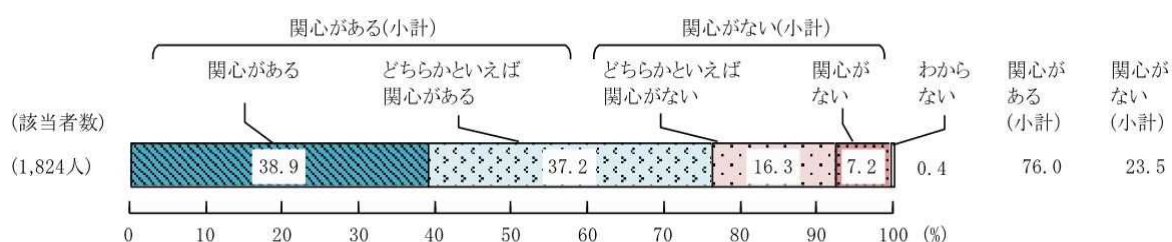
現 状

1 「食」をとりまく環境の変化と「食」に関する課題

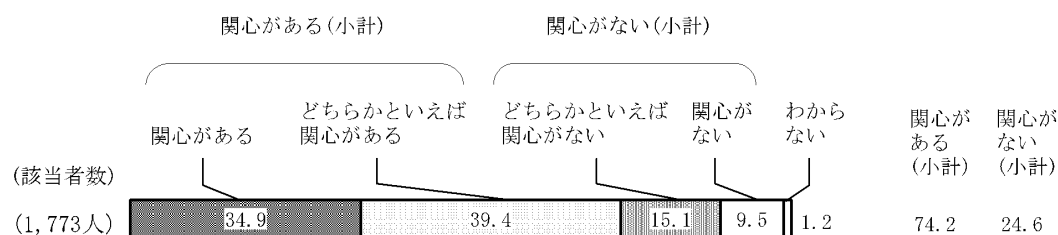
本市では、食育や地産地消の取組みが、この10年間で着実に浸透し、食の大切さや地場産農産物に対する意識や関心が高まっています。しかしながら、近年は、全国的に核家族化や外食・中食など食の外部化、米の消費量の減少など、食生活をとりまく環境が大きく変化しています。このような状況から、栄養の偏りや不規則な食事など食生活の乱れによる生活習慣病の増加、食料の海外への依存、伝統的な食文化の危機、食の安全など、食に関する課題が、依然として多くあるのが現状です。子どもたちをはじめ、すべての市民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きとした生活を送るために、一人ひとりが「食」についての意識を高め、「食」に対して正しい情報を取り入れながら、健全な食生活を実践していくことが重要です。

【農林水産省：食育に関する意識調査より（平成31年3月）】

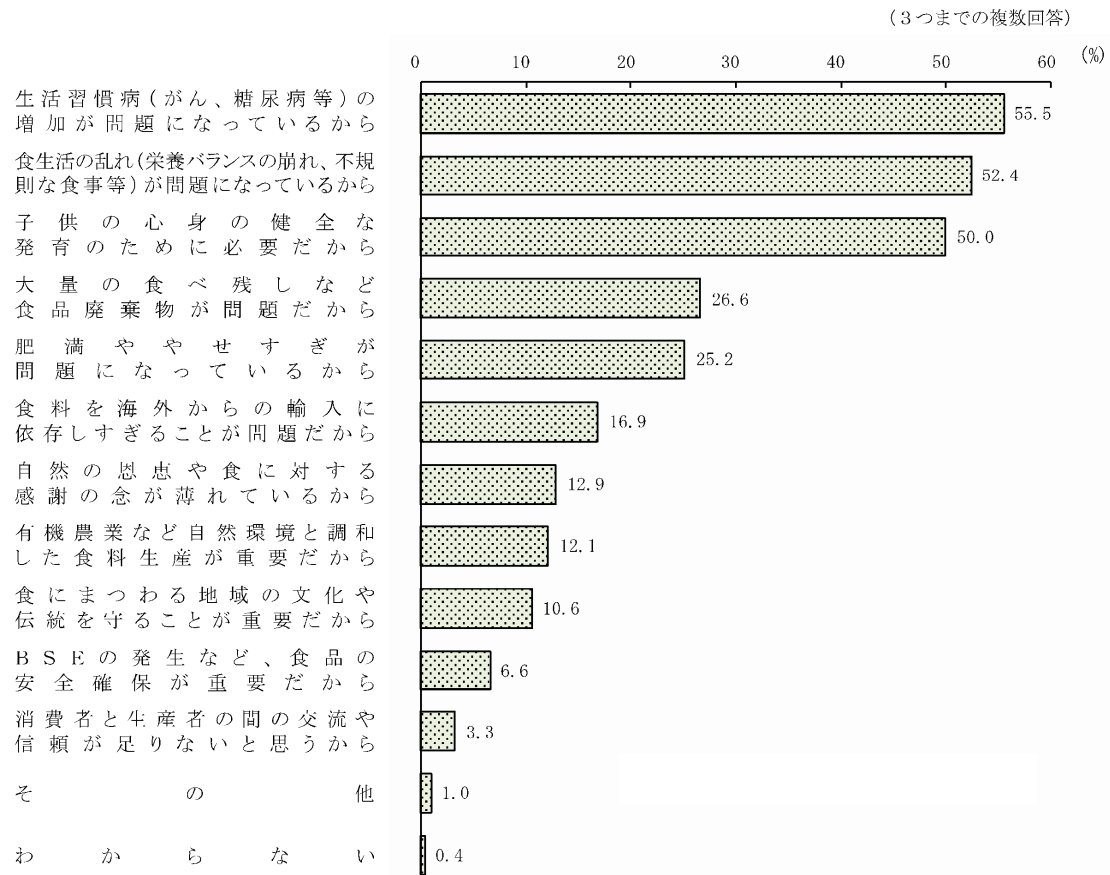
Q1 あなたは「食育」に関心がありますか。



※ 参考：内閣府食育推進室：食育に関する意識調査より（平成25年5月）



Q2 あなたが「食育」に関心がある理由は何ですか。



(回答総数1,387人)

2 本市における食育の取組み

本市では、平成17年度に国の食育推進基本計画の策定を受け、食育と地産地消の推進を目的として、「越前市食育推進計画(平成18年度～23年度)」及び「食育実践プログラム(第1期平成18・19年度、第2期平成21年度～23年度)」を策定しました。

その後、平成22年3月に策定した本ビジョンに基づき、食育と地産地消の活動を展開しています。

これまでの食育の取組みとしては、小中学校での農業体験、公民館や各公共施設での子ども、親子、男性、高齢者などを対象とした食の体験や料理教室、食生活改善推進員による減塩・野菜摂取増量の啓発を中心とした生活習慣病の予防や伝承料理の普及活動など、あらゆる世代を対象とした食育事業を市全域で実施してきました。

また、まるごと食の感謝祭やごはん塾、仁愛大学と連携したキッズキッチン、健

健康食ランチバイキング、各地区健康まつり、「おいしいえちぜん食べきり運動」の実施、「越前にコウノトリ呼び戻す田んぼファンクラブ」の農業体験活動、消費者サポーターの食育研修会など、さまざまな食や農に関するイベントを通して、地域や学生、J A、県などの関係機関や市民団体と連携し、食の大切さや食品ロスの削減についての啓発と普及を図る活動を行いました。



薪割りから炊飯まで、ごはんのかまど炊きを体験する「ごはん塾」に参加し、食に関する理解を深める子どもたち。親はごはん食の大切さについて学ぶ。



越前にコウノトリ呼び戻す田んぼファンクラブで、無農薬米の田植えから収穫まで農業体験をする参加者たち。



健康食ランチバイキングで、適正な食事量について学ぶ参加者たち。食生活改善推進員が減塩・野菜摂取増量のメニューを考案し、バイキング形式で提供する。



キッズキッチンに参加する子どもたち。さまざまな食材を使って自分で料理する経験が五感（視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚）を育て、更には生きる力も育てる。

3 本市における地産地消の取組み

(1) 地域、学校給食

① 旬菜.com

旬菜.com (しゅんさいドットコム) は、平成13年6月に設立し、J A生産部会

や農業生産法人、農業者グループ、個人農家などの生産者、流通を担う青果卸市場、生産技術を開発、指導するJAで構成しています。各関係機関や関係市町の協力により、南越地区で生産された新鮮な野菜や果樹などの農産物の集出荷、流通業務の円滑化、商品の安定供給を図っています。

【旬菜.comの概要】

会 員 数	団体17 個人35 合計52
取扱品目数	76品目（野菜・果樹）
販 売 額	39,526千円（平成30年度 本市分のみ）

平成31年3月31日現在

② 学校給食における地産地消の取組み

平成16年4月に県内を中心に地場産農産物を供給している旬菜.comが主体となり、学校給食への供給体制が構築されて以来、本市の学校給食には、生産者の顔が見える安全・安心な野菜などが使われています。

学校給食においては、地域の食材を味わい、和食文化に触れることで、地域の農業や食文化の理解を深め、郷土を誇りに思う心を育むことを目的に、地場産農産物を使用した「地場産100%給食」を毎年11月に実施しています。また、市産特別栽培米のコシヒカリを年間通じて全小中学校に提供するほか、月1回の米粉入りパン、市産食用菊の利用など市産及び県産農産物を使った献立を積極的に採用し、それらを使った郷土料理の周知や食文化の継承につながる取組みを行っています。

③ 保育園・認定こども園の取組み

公私立保育園・認定こども園においては、園児及び保護者対象の食育として、食事のマナー、食文化、野菜の栽培・収穫、クッキングなどの食体験、離乳食教室、食に関する情報の掲示などを行っています。また、園での食育の様子などを掲載した給食だよりの発行を通じて、食育の啓発に力を入れています。更に、公立保育園・認定こども園では、毎年11月、本市の地場農産物調査において市産30%、県産40%の利用率を目標とし、地産地消の給食づくりを積極的に行っています。

(2) 農産物直売所や地産地消推進の店などの状況

農産物直売所は、新鮮な旬の地場産農産物が手軽に購入できるだけでなく、地域の人々との交流をはじめ、生産者と消費者がつながる場として、地産地消の推進における重要な役割を担っています。

また、本市では、安全・安心な地場産農産物の需要と消費の拡大につなげることを目的として、平成23年度に市内で生産される農産物などを積極的に取扱う飲食

店などを市が認定する「地産地消推進の店」認定制度を創設して以来、令和元年度末における、これまでに認定した累計店舗の総数は68店舗となる見込みです。

【農産物直売所などの開設状況】

区分	件数	施設名
店舗を構えて、ほぼ毎日開設	8	百姓の館（村国店・シッピー店・南店）越前吉野ファーム、JAみどり館、白山ミート、ある座、風ものがたり
無店舗であるが、定期的に開設	3	おかか市、龍神市、お総社朝市の会

令和2年3月31日見込

課 題

1 朝食の欠食や外食・中食中心の、バランスの乱れた食生活を続けると、生活習慣病の早期発病や子どもや若い世代の健全な成長の妨げになるともいわれており、その要因の一つとして、「家庭における食の大切さ」への意識が薄れてきていることが考えられます。特に若い世代の食生活の乱れは、これから社会の中心を担う次世代として深刻な問題です。

また、国の第3次食育推進計画における5つの重点課題は、①若い世代を中心とした食育の推進 ②多様な暮らしに対応した食育の推進 ③健康寿命の延伸につながる食育の推進 ④食の循環や環境を意識した食育の推進 ⑤食文化の継承に向けた食育の推進 となっています。このことから、行政と市民との協働による効果的な「食育の推進」の取組みが必要です。

2 「和食」が平成25年にユネスコの無形文化遺産として登録されたことを契機に、多様で豊富な食材や食品、バランスのとれた食事構成、食事と年中行事、人生儀礼との結びつきなど特徴的な素晴らしい食文化を、広く市民に周知することが重要です。

3 食への関心が高まるなか、消費者（店舗や一般消費者）が地場産農産物の使用を高めるために、生産農家の育成や生産品目の増加、小売店や農産物直売所などにおける地場産農産物の取扱量の増加や、要望に応じて小分け販売などの充実が求められています。

4 近年、食に関するさまざまな問題が発生するなか、市民の食に対する安全志向が高

まっており、安全・安心な食の提供として農産物の安全性の確保、生産履歴・管理に関する情報提供などが求められています。

- 5 日本では、年間2,759万トン(*1)の食品廃棄物が出されており、そのうち、まだ食べられるのに廃棄されている食品が643万トン*1と推計されています。また、福井県の調査において、本市の食品ロス量は、年間約2,800トン*2と推計されています。令和元年10月に食品ロス削減推進法が施行されたことを受け、大切な食料資源の有効利用や食料廃棄物の発生抑制、地球温暖化の抑制などの環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要です。

*1 農林水産省及び環境省「平成28年度推計」 *2 福井県「平成29年度推計」

- 6 公立保育園・認定こども園では、地場産食材を使った給食づくりを積極的に行っていますが、今後は、給食における地場産食材の供給を市全体で更に進めるため、私立保育園・認定こども園においても地場産食材を積極的に使うよう、啓発していく必要があります。

- 7 地産地消を更に推進するため、消費者が食と農のつながりを学び、理解を深めることにより、生産者である地元農家を応援する取組みが必要です。また、地産地消に加え、消費者が求める地場産農産物を地域内で生産しようという「地消地産」の取組みが必要です。

2 基本的な施策

「からだところを育む潤いのある食の実現」を図るため、次の施策を展開します。

1 食育の推進

安全・安心で環境に配慮して生産された食材や地場産農産物を選択することが、地域の農業や環境を守ることにつながり、更には心身の健康につながることを、食生活改善推進員や県の食育リーダー、食育推進団体、企業などと連携し、食に関する意識の啓発を図ります。

(1) 保育園・認定こども園・幼稚園、学校における食育の推進

食育は、子どもたちの健やかな心と体の発達に欠かせないことから、就学前の幼少の頃から、計画的な「食に関する指導」の充実を図るため、食の情報を発信することにより、食べることの大切さや感謝の心など、生涯にわたり健全な食生活を営むことができる判断力を培います。

また、子どもたちが給食を通して、食への関心を高める取組みを推進します。

(2) 家庭や地域における食育の推進と市民との連携及び啓発

家族みんなで会話を楽しみながら食事をする機会（共食）を増やし、子どもたちと食について語り合うなど家庭での「食」に対する認識を深めるため、食育推進団体、企業などと連携し、生活習慣病の予防や心身の健康につながる食育を推進し、日本型食生活の普及、本市固有の食文化（伝承料理）の継承など、家庭における食育体験活動を展開します。

また、「一汁三菜」などの基本的な和食の文化、ごはん食のメリット、地域で親しみ育まれてきた食材や食べ方を通じて、食育の重要性について市民に広く啓発します。

(3) 地場産農産物を使った食育の推進

農業者をはじめ、食に携わる人々に対する理解が深まる食育を推進します。

家庭の食事や給食に地場産農産物を使うことは、食材の新鮮さだけでなく、生産者のこと、生産の過程、食卓に並ぶまでの過程などを学ぶ機会となり、安心をもたらします。更には、食を選択する力を養うことにもつながります。

(4) 体験を通じた食育の推進

子どもを中心として、さまざまな人々が参加する地域の農業学習や親子を対象にした農業体験、加工体験の取組みを積極的に推進します。

農業体験や加工体験に参加することにより、食べ物が自然の恵みによって作られていることや、生産者をはじめ、さまざまな人々の活動に支えられていることが理解でき、食べ残しや、作り過ぎの防止などにも効果があります。

特に、感受性豊かな幼少期の農業体験は、直接、土、作物、生きものなど農業と自然そのものに触れることで、さまざまなことを感じることができ、体験を通して食への意識や知識を高めます。

(5) 食文化の理解のための異文化交流

外国人市民の定住化や長期滞在化が進む中、日本人市民との共生に向けて、お互いの食文化の理解を深めるため、食を通じたイベントや交流などの取組みを推進し、相互理解を図ります。

(6) 食品ロス削減のための啓発

食べ物に感謝して、おいしい食事を楽しみながら食べ切る「おいしいえちぜん食べ切り運動」や、家庭で余った食品を福祉施設などへ無料で提供する「フードドライブ」の実施を通して、食品ロス削減に向けた理解と関心を高める取組みを推進します。

(7) 食の安全・安心の確保

全ての市民一人ひとりが、食に関心を持ち、健全な食生活を送ることができるよう、県や関係機関と連携して、食の安全についての情報収集・発信に努めます。また、生産者から消費者までの全ての市民が、食品の安全に関する情報の共有化を図り、食の安全に関して自ら選択する力を身につけることができるよう、啓発活動を行います。

更に、生産者に対しては、安全な農産物の生産を推進するため、農薬などの適正使用の啓発をはじめ、信頼確保のためにトレーサビリティを徹底するとともに、農業生産工程管理（GAP）の普及啓発や実践の促進を図り、市、事業者、消費者が食の安全・安心の確保のために連携した取組みを推進します。

2 地産地消の推進

地産地消は、地域で生産された農作物を地域で消費するだけでなく、生産者と消費者をつなぎ、「顔が見え、話ができる」関係にしていく取組みで、食と農の距離を縮める有効な対策です。更に、地産地消に加え、消費者が求める地場産農産物を積極的に地域内で生産しようという「地消地産」の取組みを推進します。

(1) 「和」「旬」「地」を実感する食生活実践の啓発

食と農の時間的・地理的な距離が近い地産地消のメリットなどについて、市の広報紙やホームページなどで周知します。

また、地区公民館の講座やイベントなどで食育推進団体と連携し、和食文化の指導や地場産農産物の利用についての啓発活動を行い、活動内容などの情報発信を行います。

(2) 学校給食等への供給推進

給食における市産特別栽培米や地場産農産物の使用を推進します。地域で採れた旬の野菜などを「生きた教材」として給食の食材に活用できるよう、食材を供給する農業者や農業者グループを支援し、給食に地場産農産物を供給する地域を拡大します。また、給食を通じて子どもや保護者などが地場産農産物に関心を持てるような取組みを推進します。

(3) 地産地消推進の店、道の駅等と連携した地産地消の推進

生産者と消費者をつなぎ、橋渡しの役割を担う地産地消推進の店との連携を図り、取組みを推進するとともに、市民に広く周知します。また、令和5年開業予定の北陸新幹線南越駅（仮称）に併設される道の駅において、地場産農産物や加工品など食のPRや販売を促進するとともに、本市の食と農をつなぐ取組みを支援します。

具体的には、消費者が求める農産物や加工品などに関する調査を行うなど、生産者と消費者を結び、生産拡大や新たな商品開発及び販路開拓につながる仕組みを支援します。

(4) 販売ルートの拡充

旬菜.comなどを活用し、小売店での地場産農産物販売を推進します。

また、農産物直売所を食と農を結ぶ拠りどころになるよう、国や県の事業を活用して施設整備を支援します。

(5) 地場産農産物の利用促進

地産地消推進の店での地場産食材の活用を一層高めるとともに、認定店舗数の増加に努めます。また、市内の企業に対し地場産農産物の利用に対する理解を求めていきます。

3 主な事業

1 食育の推進

番号	事業名	事業の内容
1	小中学校における農業体験	生産者の指導を受けながら農作業を体験し、収穫物を食べ、生産の苦労や喜び、食の大切さを学ぶ
2	キッズキッチン開催	子どもの料理体験を通じ、和食が健康や地域農業に適していることを学ぶ
3	保護者に対する食育推進事業	離乳食教室や乳幼児健診における栄養相談などを実施し、乳幼児期からの食の大切さを保護者に伝え、食に関する意識向上を図る。 保育園、こども園、学校等における食育だよりの発行
4	地区における食育推進事業	各地区において、農業体験、料理教室など食育や地産地消活動の推進 地区公民館を通じての食育や地産地消活動の情報発信
5	「健康応援団」普及事業	市健康21計画における食等の行動指針(減塩・野菜摂取増量)に沿ったサービスを提供する飲食店を増やし、利用者の健康を支援する。
6	日本型食生活の普及・生活習慣病の予防事業	食生活改善推進員による生活習慣病予防の推進や日本型食生活・伝承料理の普及、地場産農産物の利用の推進
7	食のイベント開催事業(生産者と消費者の交流事業)	まるごと食の感謝祭の開催などを通じて、食育推進団体による食の大切さの啓発や、ごはん塾でごはん食のメリットなどを伝える。 生産者との交流を通じて、消費者の食育や地産地消に対する意識向上を図る。
8	健康食ランチバイキング開催	食生活改善推進員が考案した、健康食メニューをバイキング形式で提供するとともに、健康的な家庭料理の普及を図る。また、レシピをインターネットサイトに掲載し、メニューの紹介を行う。
9	食品ロス削減の取組み	「おいしいえちぜん食べ切り運動」などによる啓発

2 地産地消の推進

番号	事業名	事業の内容
10	給食の地産地消推進事業	・学校、幼稚園や保育園・認定こども園の給食における市産及び県産農産物の利用促進及び供給体制の強化 ・学校給食における市産特別栽培米の利用促進
11	地場産農産物地元販売促進事業	市内小売店や農産物直売所での地場産農産物販売促進

1 2	「地産地消推進の店」認定事業	地産地消推進の店認定制度を活用し、生産者と消費者の橋渡しの役割を担う店舗などを支援する。
1 3	トレーサビリティ確立事業	地場産農産物の安全性について信頼を得るため、生産管理記録の推進

4 協働の取組み

- 食育の大切さの啓発や地産地消を推進するため、生産者や流通業者、学校、幼稚園、保育園・認定こども園、家庭、地域、食育推進団体、行政と幅広い連携を図ります。
- 生産者と農業団体や関係機関と連携し、消費者が信頼できる安全・安心な農産物の生産を推進します。

5 数値目標

指標名	単位	基準値 令和元年度 (見込)	目標値	指標選択理由
			令和6年度	
朝食を家族と毎日食べる（共食）子どもの割合	%	78.5	80	子どもの食育実践の成果を示す。
学校給食における地場産農産物（県内）の食材使用率	%	47.4	55	学校給食における地産地消の取組み成果を示す。
地産地消推進の店の認定店舗総数*	軒	68	93	地域における地産地消の取組み成果を示す。

* これまでに市が認定した累計店舗数を指します。

第2章 たくましく自立する農業、環境に配慮したこだわりのある農業、 生きがいとしての農業など多様な農業の実現

1 現状と課題

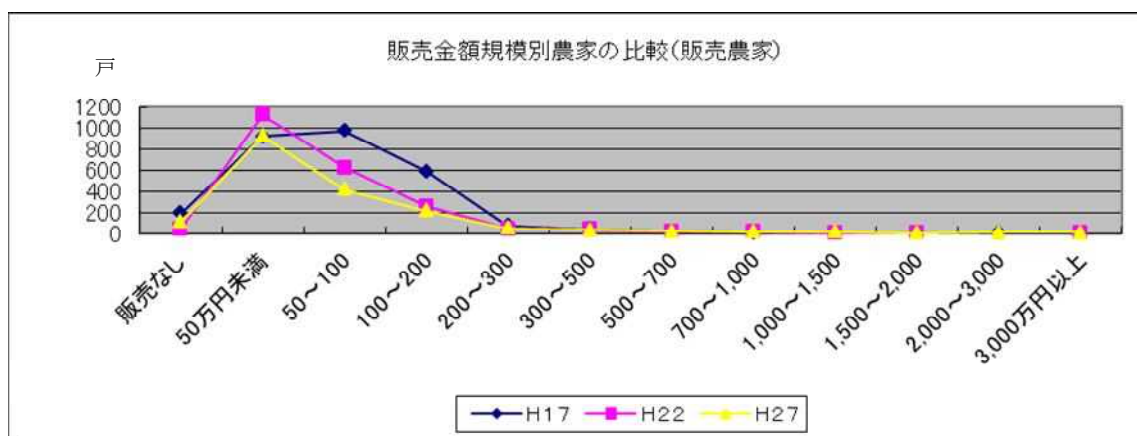
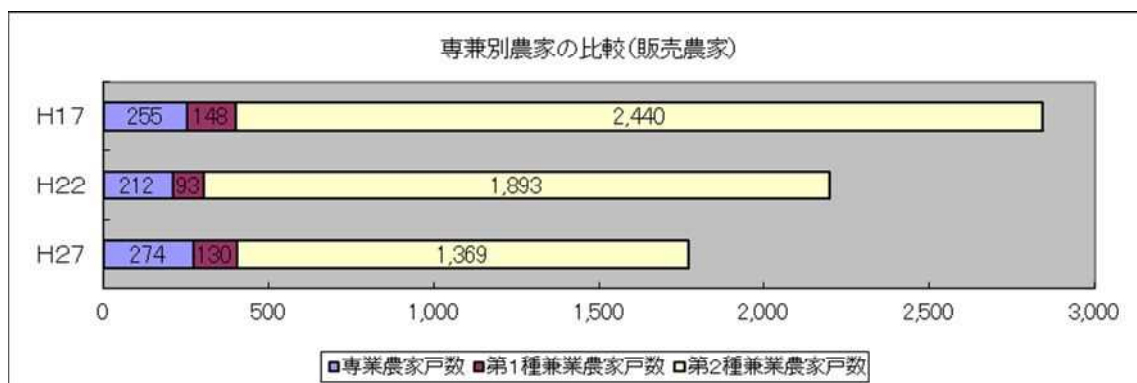
現 状

1 農家

平成27年の農林業センサスによると、全国の販売農家数は133万戸で、うち専業農家は44万3千戸（33.3%）、第1種兼業農家は16万5千戸（12.4%）、第2種兼業農家は72万2千戸（54.3%）となっています。

同センサスにおける本市の状況は、販売農家数1,773戸のうち、第2種兼業農家数は1,369戸で77.2%を占め、全国平均を22.9ポイント上回っています。

また、本市における販売農家1,773戸のうち、専業農家と第1種兼業農家の合計は、404戸となっており、平成22年農林業センサスの305戸と比較すると、99戸増加しています。



資料：各年農林業センサス

2 担い手

本市における担い手の状況は下表のとおりです。

区分	数
認定農業者数	137 経営体（うち個人 101 人、法人 36）
集落営農組織	34 組織

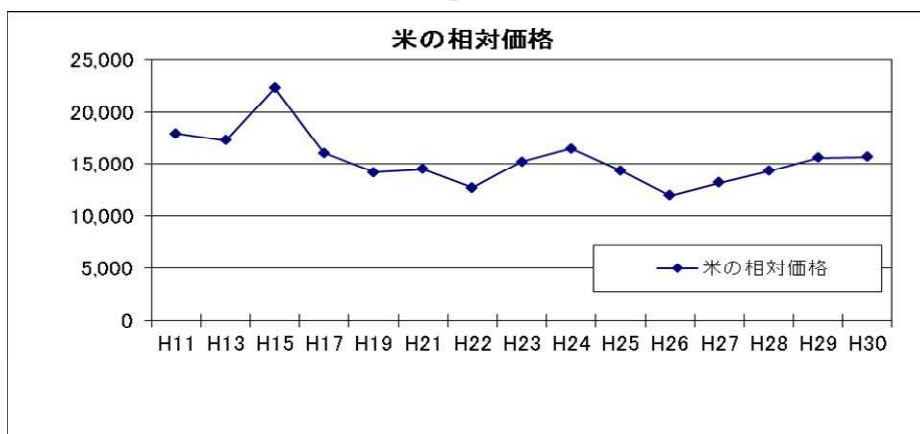
平成31年3月31日現在

3 米価の動向

米価は、米の消費の低迷などにより低下を続けており、近年は、底値は脱しつつあるものの、低価格で推移しています。また、JA越前たけふにおいて、一定品質以上の米をJAや業者が高く買い取る、インセンティブ買入制度による価格の底上げが図られています。

【年産別の全銘柄平均価格の推移】

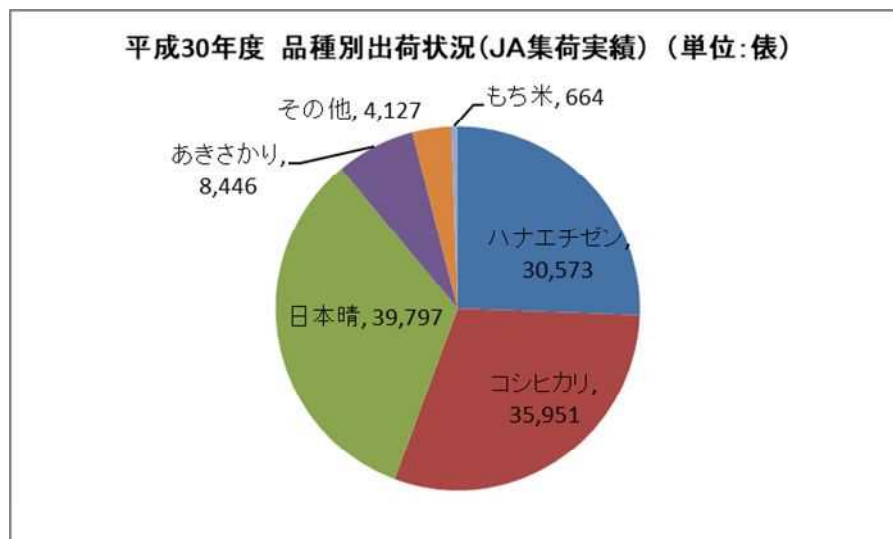
（単位：円/俵）



資料：農林水産省「米の相対価格について」

4 水稲作付面積と出荷品種数量

平成30年産の本市における水稲作付面積は、約2,500haで、JAを通じた出荷数量は12万俵となっています。



5 たくましく自立する農業

J A越前たけふでは、特色ある地域J Aとして、米の販路拡大と「売れる米づくり・求められる米づくり」に取り組むなかで、外食や中食で需要が大きい「日本晴」の作付拡大を図り、生産者の所得向上を進めています。

また、J Aたんなんでは、県が推進する「いちほまれ」の栽培確立を図り、日本を代表する新たな米として、ブランド確立を目指しています。

本市では、市内2 J A（※）の取組みを支援するとともに、たくましく自立する農業の確立を目指します。

※参照

福井県J Aグループでは、平成30年11月に県下1 J A合併に関する決議を採択し、令和2年4月に県内全11 J Aが合併する「県1 J A構想」を決定しましたが、J A越前たけふは、県1 J Aに参加せず、独自の経営形態を維持することを決定しました。

なお、J Aたんなんは、令和2年4月からの県域J A構想に参画します。

6 環境調和型農業の取組み

本市では、平成19年度以降、県やJ Aと連携して、積極的に環境調和型農業を推進しています。J A越前たけふでは、平成20年度に温湯種子消毒機を全面導入し、その後、食味分析による食味指数の表示、穀粒判別器による整粒値の表示、全戸エコファーマー化など、他に先駆けて県認証特別栽培米の拡大の取組みを行ってきました。

本市においても国の制度に上乗せする形で市単独の補助や、環境調和型農業に有効なセミハード（除草管理機、肥料散布機など）の機械整備に対する支援など、環境調和型農業に取り組む農業者の増加や農業所得の向上の推進を図るなど、積極的に支援してきました。その結果、本市の特別栽培米（県認証区分①～④）の取組面積は、県内の約35%を占め第1位となっているほか、特別栽培そばの取組面積は、県内の3割以上を占めています。

しかし、国では、令和2年度より環境保全型農業直接支払交付金の支援対象となる「有機農業」の取組水準などを一部見直し、「国際水準の有機農業」（有機J A S規格）相当の取組みが補助要件とするなど、より水準の高い取組みが必要となることから、県独自の基準見直しによる支援が期待できるものの、従来並みの支援内容が期待できない可能性があります。

また、J A越前たけふでは、国の米政策の大きな転換と米の消費量の減少により、産地間競争が激化するなか、需要に応じた品種の重点的な推進のもと、近年の大幅な「日本晴」の作付拡大により、特別栽培米（コシヒカリ）の作付面積が伸び悩み、今後の増加見込が困難な状況となっています。

これらのことから、本市の環境調和型農業の取組みについては、有機燃焼灰*1や醗酵ケイフン*2などの有機質肥料を使った環境にやさしい土づくりの普及拡大に取組み、環境に配慮した持続性の高い「資源循環型農業」を推進します。

また、これまでに培ってきた本市の特別栽培米の取組みの成果を踏まえ、県認証区分③（農薬使用量5割以上削減・無化学肥料）に取り組む意欲ある農業者への支援を拡

大するなかで、県認証区分④（農薬使用量及び化学肥料使用量の5割以上削減）から③へのランクアップに取り組む農業者や、通常の栽培から新たに県認証区分③に取り組む農業者の増加を図り、安心・安全で高品質な特別栽培米の生産拡大を推進します。

更に、平成21年度から推進してきた無農薬・無化学肥料などによる「コウノトリ呼び戻す農法米」（県認証区分①）については、平成23年3月に開催された「全国有機農業の集い in 福井県越前市」やコウノトリの放鳥を契機に関心や認知度が高まっていることから、「コウノトリ呼び戻す農法米」を本市の環境調和型農業のシンボルとして位置付け、市単独の補助を拡充するなかで、作付拡大や新たにに取り組む農業者の増加を図りながら、ブランド化を推進します。

そして、これらの取り組みを重点的に行うことで、本市の環境調和型農業の推進はもとより、本市の環境調和型農業全体のレベルアップを図り、環境に配慮した持続可能な農業を目指します。

*** 1 有機燃焼灰**

近年、L字型肥料（高チッソ、低リン、低カリ）の連用により水田土壌の三要素の欠乏が問題となっているため、リン酸や加里、カルシウムを中心に微量元素をバランスよく含んだ有機燃焼灰をほ場に施用し、稲作全般の収量や品質の安定を目指します。

*** 2 醗酵ケイフン**

特別栽培作付農家が施肥している有機質肥料は窒素割合が低い商品が多いだけでなく、肥効が緩慢であるため、窒素成分を補うために醗酵ケイフンを基肥として施肥することで生産コストの削減を図ります。

（* 1、* 2ともにJA越前たけふ 2019年度 営農指導資料より）

【本市の特別栽培米作付面積の推移】

作付面積 (ha)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度 (見込)
	コウノトリ呼び戻す農法米を含む有機JAS・認証①	40	32	48	75	73
認証③	261	336	307	282	231	
合計	301	368	355	357	304	

【福井県特別栽培米の認証区分】

認証区分	農薬使用量	化学肥料使用量
認証①	なし	なし
うち コウノトリ呼び戻す農法米	農薬・化学肥料の不使用、有機質資材の使用、冬期湛水・中干し延期の実施など「コウノトリ呼び戻す農法部会規約」に基づき、農業生産に係る環境負荷を可能な限り低減した農業生産方法で栽培された米	
認証③	通常の栽培の5割以上削減	なし

参考：認証④は農薬使用量及び化学肥料使用量を通常の栽培の5割以上削減

7 農産物のブランド化

本市の特別栽培米については、「越前しきぶ姫」（JA越前たけふ）や「いまだて佳味米 はながたみ」（JAたんなん）のほか、「コウノトリ呼び戻す農法米」のブランド化を図っています。



コウノトリ呼び戻す農法米



越前しきぶ姫



はながたみ

JA越前たけふでは、平成27年度から高品質・良食味の「特別栽培コシヒカリ」などを対象としたインセンティブ買入制度を実施しており、意欲ある生産者を応援しています。

【インセンティブ買入制度の例（令和元年度）】

品種	整粒・食味値	1等（整粒歩合70%以上）	
		食味値85以上	食味値80以上
特別栽培コシヒカリ （認証③）		15,000円/俵	14,000円/俵

1俵=60kg （JA越前たけふ 2019年度営農指導資料より）

人と生きものが共生できる里地里山づくりに取組む「水辺と生き物を守る農家と市民の会」では、(株)福井新聞社やコウノトリ呼び戻す農法部会、市と共催で、無農

薬、無化学肥料の稲作を体験する「越前にコウノトリ呼び戻す田んぼファンクラブ」の活動を行っています。毎年、市内外から多くの参加者が集まり、コウノトリを呼び戻す農法米の意義を理解してもらい、産地と消費者の関係を築いています。

また、「コウノトリ呼び戻す農法」で栽培された酒米（五百万石）で製造された純米吟醸酒「かたかた」が平成26年に商品化され、現在も販売されています。



越前にコウノトリ呼び戻す田んぼファンクラブでの稲作体験



平成26年12月に発売となった純米吟醸酒「かたかた」

8 飼料用米の取組み

本市では、平成20年に、越前市武生地区営農協議会や越前市武生地区畜産連絡協議会、JA、県、市などで構成された「越前市飼料活用推進協議会」を創設し、生産農家と実需者である畜産農家とのマッチングを図りながら、地域内自給体制を整備することにより、飼料用米の生産拡大に取り組んでいます。

平成30年度からは、畜産農家が購入する飼料用米の費用に対して市が補助を行い、耕畜連携のさらなる支援に取り組んでいます。

平成30年度における飼料用米の作付面積は103.2haとなり、取組みを始めた平成21年度の15haの約7倍、平成25年度の38haの約2.7倍に増加しました。

また、飼料用米を与えた畜産物の消費者へのPRも積極的に取り組んでいます。

9 園芸

本市では、大玉トマトを「紅しきぶ」、キュウリを「緑しきぶ」、大玉スイカを「しらやま西瓜」として、これらを中心にブランド化を推進しています。

スイカについては、近年、農家の高齢化や天候不良による収量減少・品質低下などにより作付面積・農家数ともに減少しています。トマト・キュウリについては、ハウスの新設や選果機を更新したことにより高品質出荷の体制が整いました。

また、平成28年度には、国の事業を活用して、トマトが1年を通して栽培可能となる自然光利用型の連棟ハウス整備の支援を行いました。

【主な野菜の出荷状況】

	年 産 区 分	年 産		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
スイカ	作付面積 (h a)	5.1	5.3	4.2
	出荷量 (t)	114.0	113.5	67.0
	出荷額 (千円)	19,070	16,401	10,561
キュウリ	作付面積 (h a)	1.6	1.9	2.4
	出荷量 (t)	63.2	68.2	87.2
	出荷額 (千円)	28,109	29,700	36,188
トマト	作付面積 (h a)	1.9	4.4	3.7
	出荷量 (t)	116.7	152.0	113.3
	出荷額 (千円)	42,539	51,416	38,065

10 畜産

平成30年度末における本市の畜産農家数は9戸でしたが、令和元年7月から8月にかけて、2戸の養豚場がCSFに感染し、豚の飼育戸数が4戸から2戸に減少したことから、令和元年度末における本市の畜産農家戸数は、7戸となる見込みです。

【飼養頭羽数（畜産農家）の状況】

区分	肉用牛	豚	採卵鶏	合 計
飼養戸数 (戸)	1	4	4	9
飼養数 (頭羽)	17	2,178	48,638	—

平成31年3月31日現在

11 市民農園

市内における市民農園は4箇所、面積が3,072㎡あり、全面的に利用されています。

【市民農園の状況】

区 分	数	名 称	面積 (㎡)
場所が固定されている市民農園	3	J Aふれあい農園 (東千福町、北千福町) つながる農縁 (北新庄町)	2,072
場所が固定されていない市民農園	1	大豆倶楽部のオーナー	1,000

平成31年3月31日現在

課 題

- 1 「人・農地プラン」については、これまでJA、市、農業委員会などが一体となって農地集積に取り組んできましたが、今後農業者の高齢化や担い手不足などが進むなか、更に取り組む必要があります。
将来、地域の農業を誰が担い、誰に農地を集積・集約化していくかについて、地域での話し合いを再活性化し、人・農地プランの実質化に向けた取組みが急務となっています。
- 2 認定農業者や集落営農組織の中核となる農業者の高齢化に伴い、経営の継続性を確保するため、農業法人及び集落営農組織の見直しや新規就農者の確保及び育成が求められています。
- 3 スマート農業が日進月歩で進化しており、新しい技術が次々に市場投入されています。スマート農業の導入により、農作業の効率化や労力削減が期待されることから、国や県の事業を活用した支援が必要です。また、スマート水田農業の効果を最大限発揮できるよう、ほ場の大区画化や用水のパイプライン化など基盤整備が必要です。
- 4 稲作中心の経営内容となっている担い手が、園芸などを導入し収益性の高い複合経営への転換が求められています。
- 5 多様な生きもののいのちを育む農村環境を目指すため、環境調和型農業の一層の推進、生産技術の向上や里地里山保全活動が求められています。
- 6 消費者ニーズが多様化・高度化していることから、需要が高く付加価値の高い農産物づくりが必要です。また、インターネットやSNSを活用するなど多様な販売方法も必要です。
- 7 環境調和型農業については、冬期湛水、中干し延期の取組みを合わせた特別栽培米の作付の推進のほか、環境調和型農業に取り組む農業者の増加や安定した品質・収量確保のための生産技術や営農技術の向上が必要です。また、有機質肥料を使った環境にやさしい土づくりなど、環境に配慮した持続性の高い「資源循環型農業」の推進や、県認証区分④から③へのランクアップを図る農業者の増加など、市の環境調和型農業全体の取組みのレベルアップが必要です。
- 8 「コウノトリ呼び戻す農法米」をはじめとしたブランド米の特産化の一層の推進のため、出荷量の増加や品質の向上を図るとともに消費者へのPRや交流が必要です。また、コウノトリをシンボルとした農産物や加工品のブランド化を進めることが必要です。

2 基本的な施策

「たくましく自立する農業、環境に配慮したこだわりのある農業、生きがいとしての農業など多様な農業の実現」を図るため、次の施策を展開します。

1 人材の育成及び確保

本ビジョンの基本構想において農業は、次の5つに区分されています。

- 1) 大規模農業（認定農業者、農業法人）
- 2) 集団的地域農業（集落営農組織）
- 3) 中小規模の兼業農業、集落ぐるみ農業
- 4) 家族農業
- 5) 生きがい創出型農業

以上のように本市では、多様な農業の共存を目指していることから、それぞれの農業を担う農業者や組織を育成する必要があります。

(1) 担い手（認定農業者・集落営農組織）の育成・確保

基本構想において「大規模農業」として位置付けられ、専門的に農業を営み生計を立てていく認定農業者を育成する取組みを、「人・農地プラン」を基本として継続的に行います。あわせて、認定農業者間で情報などを共有する「市認定農業者ネットワーク」の活動を推進します。

また、集落営農組織づくりや法人化に向けて設立準備を行う生産者団体に、情報提供などの支援を行い、組織化に向けた取組みを推進します。

(2) 新規就農者の育成

新規就農者の就農相談のワンストップ体制、研修の実施、また、経営や生活、住宅確保などの条件整備を支援します。

(3) こだわり農業の推進

環境や技術・品質などにこだわった農業者の育成を推進し、取組みや農産物のPRを積極的に行います。

(4) 家族農業など小規模農業者の育成

中山間地域や市街地における農業の担い手として、家族農業の果たす役割や重要性を再認識し、小規模農業者や兼業農家の農業生産性と収益の向上に向けた取組みを支援します。

(5) 多様な農業の育成

定年帰農者や女性農業者の参画、市民農園や家庭菜園に携わる生きがい農業者などの育成を推進します。

2 農業経営の安定

農業にやりがいを持ち、経営意欲のある担い手の所得向上及び経営の安定を図るため、付加価値の高い農産物の生産や、生産効率の高い農業を推進します。

また、稲作を中心としながら、園芸や畜産も一定程度存在する「地域複合型農業」の実現を目指します。

(1) 水田フル活用の推進

水田で米を中心として麦や大豆、そばなどを作付する2年3作を推進するとともに、品質・収量を高めることにより収益増大につなげます。

また、市飼料活用推進協議会と連携し、飼料用米の作付を推進します。

(2) 複合経営の推進

稲作と園芸を組み合わせた、水田園芸複合経営を推進します。

(3) スマート農業の推進

スマート農業の導入を推進し、農作業の効率化や労力削減、人手不足の解消、収量や収益アップを目指す農業者を支援します。認定農業者や農業法人、集落営農組織から、家族農業や中山間地域で営農を行う小規模農業者まで、各々の経営規模や営農活動を行う地域の実情などに応じて、国や県の事業を最大限に活用しながら積極的な支援を行います。

また、ほ場の大区画化や用水のパイプライン化など、スマート水田農業の導入効果を最大限発揮する基盤整備を推進します。

3 環境調和型農業の推進と農産物のブランド化、特産化の推進

環境の保全や安全・安心な農産物を求める消費者ニーズに応えるため、本市では、県やJAと連携して、農薬や化学肥料の使用を低減する特別栽培米の作付面積を順調に拡大してきました。

国においては、令和2年度より環境保全型農業直接支払交付金の支援対象となる「有機農業」の取組水準などを一部見直し、「国際水準の有機農業」(有機JAS規格)相当の取組みを補助要件とするなど、より水準の高い取組みが必要となることから、県独自の基準見直しによる支援が期待できるものの、従来並みの支援内容が期待できない可能性があります。

また、JA越前たけふにおいては、需要に応じた品種の重点的な推進のもと、近年、外食や中食で需要が大きい「日本晴」の大幅な作付拡大により、特別栽培米(コシヒカリ)の作付面積が伸び悩んでいます。このような状況のなか、今後も引続き環境調和型農業を推進していくため、県やJAなど関係機関と連携して、次の取組みを重点的に推進します。

(1) 環境に配慮した農産物の生産促進

県の認証制度である特別栽培農産物の作付の推進を図るとともに、県やJAと連

携して技術の向上と普及を推進します。特に県認証区分④から③へのランクアップを図る農業者や通常の栽培から新たに県認証区分③に取り組む農業者に対する支援を積極的に行い、安全・安心で高品質な特別栽培米の生産拡大を図ります。

(2) 資源循環型農業の推進

畜産糞尿などの堆肥を活用することにより、環境に配慮した持続性の高い「資源循環型農業」を推進します。特に、J A越前たけふと連携し、有機燃焼灰や醗酵ケイフンなどの有機質肥料を施肥する環境にやさしい土づくりの普及拡大に取り組みます。

(3) G A P（農業生産工程管理）取得の推進

G A Pの取得や実践活動に取り組む農業者を支援するとともに、流通業者や消費者にG A Pの意義や利点を浸透させ、持続可能な農業につながる取組みを推進します。

(4) 米、園芸作物のブランド化

本市の農業の中心である米「越前しきぶ姫」（J A越前たけふ）や「いまだて佳味米 はながたみ」（J Aたんなん）のほか「コウノトリ呼び戻す農法米」の一層の特産化を推進します。

また、園芸については、スイカ、トマト、キュウリをはじめとした特産化を推進します。

(5) コウノトリをシンボルとした農産物や加工品のブランド化

他産地との差別化により農産物の付加価値及び販売力を高めるため、農産物のブランド化を推進するとともに、コウノトリをシンボルとしたブランド化を進めます。特に、コウノトリ呼び戻す農法米については、本市の環境調和型農業のシンボルとして位置付け、市単独の補助を拡充するなかで、生産拡大に向けた県・J A・市による技術指導を強化するとともに除草対策や収量増加、品質向上に努め、新たに取り組む意欲ある農業者を支援し、増加を図ります。また、「越前にコウノトリ呼び戻す田んぼファンクラブ」の開催などにより、コウノトリ呼び戻す農法米の市内外へのP Rに努めます。

(6) 地場産農産物の高付加価値化と販路の拡大

本市の地域資源を活かした6次産業化を推進することにより、農産物の付加価値の拡大を目指します。

また、県と連携し、生産者と食品関連企業・販売業者との商談会を開催するなど、地場産農産物の販路の拡大を図ります。

4 農地の有効利用の促進及び確保

(1) 農地利用の集積

担い手にとって、効率的な土地利用や低コスト化を図るため、農業経営の効率化を進める担い手への農地の集積、集約化を図るとともに、農地中間管理事業の活用や、一般財団法人越前たけふ農業公社との連携による農作業受委託を推進し、農地の利用集積を図ります。

(2) 優良農地の保全

農地が宅地造成などの理由により減少するなかで、土地の利用区分を明確化し、優良農地の保全に努めます。

(3) 条件不利地の有効利用

狭小水田などの条件不利地は、米以外の野菜・花き・果樹の栽培や、市民農園などの利用を推進します。

3 主な事業

1 人材の育成及び確保

番号	事業名	事業の内容
14	人・農地プラン推進事業	地域の話合いを通して、将来の農地の有効利用や担い手などについて「人・農地プラン」の実質化に取り組み、プランを核とした農地の利用集積・集約化を一体的に推進
15	担い手育成支援事業（認定農業者・集落営農組織）	<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農の組織化や先進的な経営、法人化などの研修会の開催、県・JAとの連携による助言指導や情報提供 ・市認定農業者ネットワークの活動支援 ・農業機械・施設整備を支援
16	新規就農者育成・支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県・JAと連携した助言指導 ・農業次世代人材投資資金など、国・県・市制度による支援
17	小規模園芸施設整備事業	農産物直売所への野菜などの生産出荷や学校給食への供給を行おうとする農業者に対し、小規模な園芸ハウスを整備する経費に対して支援
18	小さな農業チャレンジ応援事業（県単）	個人営農者や女性グループなどが行う新たなチャレンジに対して支援を行い、小規模農業者の活躍を推進
19	「いきがい農業講座」開催事業	非農家市民が、いきがい農業を始めるための講座の開設

2 農業経営の安定

番号	事業名	事業の内容
20	農用地の利用集積推進事業	農地中間管理事業の活用や、農作業受委託により農地を担い手へ集積する。
21	水田フル活用推進事業	稲作と組み合わせた大麦・大豆・そばなどを生産することにより水田のフル活用を推進

22	飼料用米生産拡大事業	飼料用米の生産拡大を推進するため、畜産農家が購入する飼料用米の費用の補助や米を飼料にした畜産物（卵、豚肉）のPRを行う。
23	高需要品目の生産振興事業	需要が高く、農業所得の向上につながる栽培品目の契約栽培を推進
24	園芸複合経営支援事業	稲作と園芸の複合経営を推進
25	畜産振興対策事業	防疫、環境などの対策を支援
26	畜産経営基盤強化支援事業	若手の畜産農家が経営規模拡大のために行う、畜舎の増改築や省力機械の導入を支援
27	中山間営農継続支援事業（省力化機械等整備事業）	急傾斜農地の法面草刈または防除作業を省力的に行うために必要な機械などの導入を支援
28	大区画化及び基盤整備の推進	ほ場の大区画化や用水のパイプライン化など、スマート農業の導入効果を最大限発揮する基盤整備を推進

3 環境調和型農業の推進と農産物のブランド化、特産化の推進

番号	事業名	事業の内容
29	特別栽培農産物推進事業	特別栽培農産物の作付を推進
30	有機JASまたは特別栽培米の推進	国の環境保全型農業直接支払交付金や市の上乗せ支援を活用 農家と消費者の交流事業推進
31	冬期湛水の推進	国の環境保全型農業直接支払交付金を活用
32	中干し延期の推進	国の環境保全型農業直接支払交付金を活用
33	水田退避溝の整備	特別栽培米作付水田の不作付部分（ぬるめ）や湧水部分を中心に整備 国の環境保全型農業直接支払交付金を活用
34	農業生産工程管理（GAP）推進事業	GAPの普及と認証の実践活動の推進
35	米の特産化推進事業	売れる米づくりの推進
36	園芸の特産化推進事業	スイカ、トマト、キュウリを中心とした多様な園芸の振興
37	農産物ブランド化・販路拡大促進事業	コウノトリをシンボルとした農産物のブランド化による販路拡大
38	新たなブランド商品化の開発	J A、商工団体などとの検討
39	ブランドの定着	普及啓発ツールの開発（インターネットやSNSの活用など）と販売店へのPR活動
40	コウノトリ呼び戻す農法米の推進	生産拡大に向けた県・市・J Aによる技術指導やPR強化（除草対策、収量増加、品質向上） 「越前にコウノトリ呼び戻す田んぼファンクラブ」開催（水辺と生き物を守る農家と市民の会 主催、（株）福井新聞社、コウノトリ呼び戻す農法部会、越前市 共催）
41	6次産業化の支援	国・県の農商工連携支援事業の活用

4 農地の有効利用の促進及び確保

番号	事業名	事業の内容
4 2	農用地の利用集積推進事業（再掲）	農地中間管理事業の活用や、農作業受委託により農用地を担い手へ集積する。
4 3	中山間営農継続支援事業	担い手による条件不利地（20a未満）の稲作作業の受託を支援
4 4	優良農地保全活動事業	農業委員会と連携した広報活動・違反転用の調査
4 5	条件不利地の有効利用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜、花き、果樹などの生産推進 ・地域のイメージアップにつながる農産物の生産振興 ・市民農園開設の推進

4 協働の取組み

- 1 消費者団体や食育推進団体などと連携し、食と農のつながりの重要性を啓発することにより、多様な農業の実現を図ります。
- 2 生産者や農業団体、関係機関、消費者などが連携して、コウノトリをシンボルとした農産物特産化の推進により、地域農業の発展を図ります。
- 3 地域農業が維持・発展するよう、担い手の育成や集落営農組織、法人化などの多様な経営体の育成を図ります。

5 数値目標

指標名	単位	基準値 令和元年度 (見込)	目標値	指標選択理由
			令和 6年度	
コウノトリ呼び戻す農法米を含む有機JAS・県認証区分①の栽培面積	h a	73	80	環境調和型農業の取組み成果を示す。
県認証区分③の栽培面積	h a	231	300	
有機JAS・県認証区分①～③に取組む農業者数	人	138	150	
環境にやさしい土づくりに効果がある有機質肥料（有機燃焼灰・醗酵ケイフンなど）を施肥した面積	h a	848	967	資源循環型農業の取組み成果を示す。
スマート農業を導入している経営体数*3	経営体	—	5	スマート農業の推進に対する成果を示す。
担い手経営体（認定農業者・集落営農など）数	経営体	164	175	効率的、安定的な農業経営の担い手育成の成果を示す。
農地利用の担い手への集積率*4	%	70.5	72.0	農地集積の成果を示す。

*3 水稻や園芸、畜産などを問わず、情報通信技術（ICT）を活用して、スマート農業技術

を備えた機械（除草ロボット、農薬散布ドローンなど）や水管理及び温度管理システムなどの導入を行った経営体をいいます。

* 4 認定農業者（個人・法人）及び集落営農組織の経営面積を農業振興地域内の総農地面積で除した割合をいいます。

第3章 農を基盤とした豊かな自然環境と、

人と人が絆で結ばれた地域社会の実現

～生きものと共生するコウノトリが舞う里づくり～

1 現状と課題

現 状

1 農村景観の保全に係る計画

本市は自然環境に恵まれており、農村景観の保全のため、次のような計画が策定されています。

【農村景観の保全に係る市の計画など】

計画名	関係する概要	策定年月
越前市農業振興地域整備計画	農用地の利用計画	平成24年7月
越前市環境基本計画	自然豊かな魅力ある里づくり	平成29年3月
越前市景観計画	美しい自然風景と調和した田園 集落景観の保全	平成21年3月

平成31年3月31日現在

2 農村景観の保全に係る事業の実施状況

(1) 中山間地域等直接支払制度

農業生産条件の不利な中山間地域などにおいて、集落などを単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それに従って農業生産活動などを行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度です。

【平成30年度の協定状況】

協定集落数	集落協定面積
38集落	1,777,855㎡

平成31年3月31日現在

(2) 多面的機能支払交付金*1

従来は、農村地域の人々が共同で農地や農業用水路・農道などを守ることにより、農業の多面的機能が維持されてきましたが、高齢化や人口減少により集落活動が維持できなくなってきました。

また、担い手への農地集積が進むなか、引き続き、農業・農村が有する多面的機能が適切に発揮されるよう、農地の維持や資源向上の活動に対する交付金制度が創設されました。

① 農地維持支払交付金

農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の補修など多面的機能を支える共同活動を支援するものです。

【平成30年度の実施状況】

活動集落数	協定面積（＊）	
	田	畑
133 集落	2,939.00 h a	57.42 h a

平成31年3月31日現在

*協定面積は、守るべき農地として市と協定を結んだ面積で、交付金対象面積を含む。

② 資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道など）の軽微な補修や施設の長寿命化の活動など、質的向上を図る共同活動を支援するものです。

【平成30年度の実施状況】

区分	活動集落数	対象面積（＊）	
		田	畑
質的向上を図る共同活動	133 集落	2,764.92 h a	50.09 h a
長寿命化のための活動	120 集落	2,719.55 h a	49.88 h a

平成31年3月31日現在

*対象面積は、交付金対象の面積

*1 多面的機能支払交付金

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するもの。農地法面の草刈り、水路の泥上げなど多面的機能を支える共同活動を支援する農地維持支払交付金と農地、水路、農道の軽微な補修など、地域資源の質的向上を図る共同活動を支援する資源向上支払交付金から構成されます。（農林水産省パンフレット「多面的機能支払交付金のあらまし」より）

(3) 生き物ぎょうさん里村*2

県が実施している生きものの豊かな里づくりを実施している地域・団体を認定する「生き物ぎょうさん里村」に本市では20団体が登録されています。

*2 生き物ぎょうさん里村

生きものが生息する水田環境の再生のため、水田魚道などの自然再生施設を、冬水田んぼや中干し延期などの営農手法とあわせて実施する地域または団体を、福井県が「生き物ぎょうさん里村」として認定・表彰するものです。（県ホームページより）

【生き物ぎょうさん里村登録団体（越前市）】

番号	団体名	場所
1	ファームさぎ草王国	越前市安養寺町
2	越前市大塩町	越前市大塩町
3	越前市坂口地区	越前市坂口地区
4	越前市西部地域小杉町	越前市小杉町
5	越前市都辺町	越前市都辺町
6	越前市矢船町	越前市矢船町
7	喜楽ファーム	越前市小野町
8	合同会社 中新庄夢希農	越前市中新庄町
9	武生めだか連絡会	越前市白山地区
10	農事組合法人 まっきーの杜	越前市牧町・若須町
11	越前市黒川町	越前市黒川町
12	農事組合法人 ファーム広瀬	越前市神山地区
13	越前市曾原町	越前市曾原町
14	丸岡・沓掛水土里の会	越前市丸岡町
15	千合谷集落営農組合・白山舎	越前市白山地区
16	風月森の駅	越前市月尾地区
17	農業組合法人 ファームコウノトリの里	越前市坂口地区
18	農事組合法人 ファーム庄境	越前市東庄境町
19	越前市相木町	越前市相木町
20	株式会社 いーの越前	越前市帆山町、上四目町、今宿町、南越前町金粕地区

平成31年3月31日現在

3 不作付地

平成30年度生産調整実績では、約235haが不作付地となっています。耕作放棄地につながらないように、不作付水田の解消に努めています。

休耕	自己保全管理	調整水田	合計
51.8ha	132.2ha	44.9ha	235.2ha

4 里地・水辺の保全再生

里地における水辺の自然再生を進め、生物多様性の再生を図るため、水田の自然再生、河川や水路の自然再生に取り組んでいます。

【里地・水辺の保全再生の状況】

取組内容		平成 26年度	平成 30年度
水田の自然再生の取組み	水田退避溝 (a)	10.2	35.8
休耕田の自然再生の取組み	休耕田ビオトープ (h a)	3.6	6.3
水路の自然再生の取組み	水田魚道 (箇所)	12	20

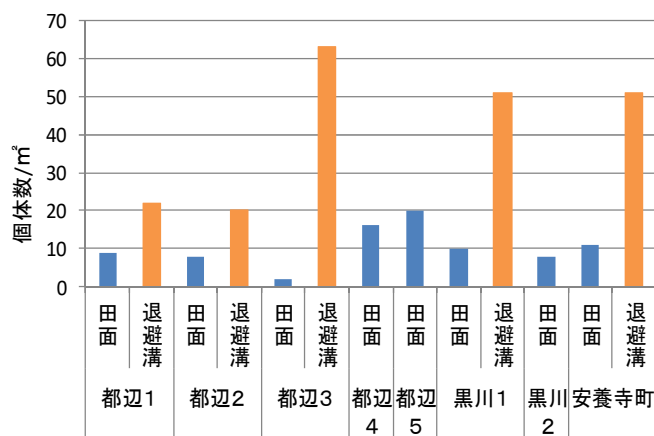
※農政課調べ 平成31年3月31日現在

(1) 水田退避溝（たいひみぞ）の整備

「水田退避溝」は水田の一部を常時湛水するように掘り下げ、中干し、稲刈り時の水生生物の生息場を確保します。これまで水田退避溝の整備を進め、その効果を検証したところ、田面と比較し、水田退避溝ではドジョウやおたまじゃくし、水生昆虫などが田面に比べ非常に多く生息することがわかりました。



水田退避溝の構造



水田退避溝及び田面 1 m²あたりの生き物の個体数
(平成26年6月調査)

(2) 休耕田ビオトープの整備

休耕田は、乾燥し、背の高い草が生い茂るため、水田にいる水辺の生きものは生息できなくなります。この休耕田に水を張ることで、さまざまな生きものの生息場所「休耕田ビオトープ」となります。これまでに整備した休耕田ビオトープでは湛水後、カエルなどの両生類、ゲンゴロウ類などの水生昆虫、そしてそれらを捕食するために集まったサギ類などが確認され、コウノトリが頻繁に飛来し、餌を捕る様子が見られています。



休耕田ビオトープに飛来したコウノトリ



ヤンマ類幼虫



シュレーゲルアオガエル



クロゲンゴロウ



サギ類

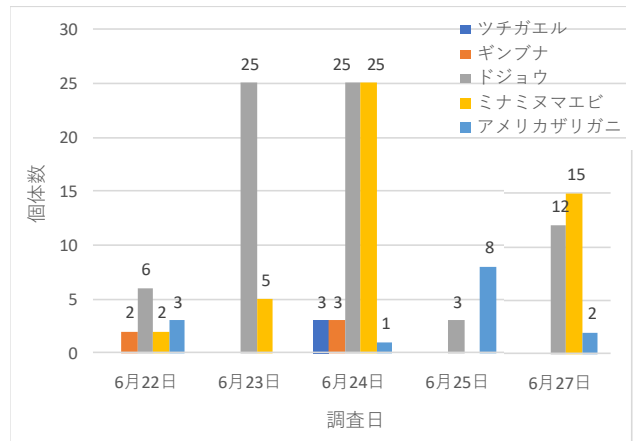
休耕田ビオトープで観察された生きもの

(3) 水田魚道 (すいでんぎょどう) の設置

水田と水路のつながりを再生する「水田魚道」は、ドジョウ、フナ、タモロコ、ナマズといった魚類の遡上を促し、水田に多くの魚類が戻ってきます。



水田魚道の構造



水田魚道を遡上した生きもの

(平成29年調査)

(4) 堰上げ水路 (せきあげすいろ)、カメ・カエルスロープの設置

コンクリートで固められた水路に板や土のうで堰をつくと流れが緩やかになり、魚類などの生きものの生息場所となります。また、水路にスロープをつけ、落ちたカエルやカメの流下を防ぐ「カメ・カエルスロープ」を設置しています。

北日野地区や吉野地区及び神山地区などでは水路の補修の際、生態系に配慮した魚道や隠れ処となる人工的な洞 (うろ) などが設置されています。



堰上げ水路



カメ・カエルスロープ



水路に設置された洞(うろ)

(5) 河川魚道 (かせんぎょどう) の設置

日野川では、県と日野川用水土地改良区により遡上効果の高い魚道への改修工事が行われています。

また、県により河川の段差に安価で遡上効果の高い“水辺の小わざ魚道”の設置が進められています。



松ヶ鼻頭首工に設置された魚道



天王川に設置された水辺の小わざ魚道

5 里山の保全再生

民有林では、下刈り、雪起し、枝打ち・除間伐などの民有林造林支援事業を推進しています。また、間伐材の利用を促進しています。

市有山林では、枝打ち、下草刈を毎年計画的に実施しています。

森林ボランティアとして、市民団体のたけふ市民の森ワークショップや国高地区自治振興会が村国山において森づくり活動を実施しているほか、市緑化推進委員会では、緑の募金活動や、市民の緑化活動のほか小中学校の緑の少年団の活動を支援しています。

【里山の保全再生の状況】

取組み内容	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
民有林造林支援事業（h a）	59	38.5	49.7	26.4
間伐材等有効利用促進事業 （m ³ ）	1,420	2,050	1,585	1,370
市有山林森林整備事業（h a）	4.8	0.49	0.49	0.2
森林ボランティアの参加者数（人）	341	414	336	330

6 希少野生生物等の保全と特定外来生物等の駆除・防除

希少野生生物などの保護活動として、本市では毎年、アベサンショウウオの保全研修会を開催し、生息場所の保全方法の指導を行っています。また、大虫川でナガレホトケドジョウが確認されたため、今後、保全方法の確立と地域住民などへの周知が必要です。

なお、本市では、次の希少野生生物などの保護活動が地域住民により展開されています。

・アベサンショウウオ（坂口地区・白山地区）：

水辺と生きものを守る農家と市民の会、福井県両生爬虫類研究会

・トミヨ（上真柄町）：治左川とトミヨを守る会、加藤製紙株式会社

・ゲンゴロウ（安養寺町）：水辺と生きものを守る農家と市民の会

・メダカ（越前市内）：武生めだか連絡会

・サギソウ（安養寺町）：ファームさぎ草王国

生態系や農林漁業に悪影響を与える特定外来生物などの駆除活動として、アライグマや総ヶ谷ダムでのオオクチバス、ブルーギルの駆除、水路及びため池でのオオフサモの防除及びモニタリングを実施しています。オオキンケイギク、オオハンゴンソウなども全市に拡大する恐れがあるため、市の広報紙やホームページにより普及啓発を行っています。

7 自然環境学習

エコビレッジ交流センターでは、里山スクールや里やまカフェ、坂口エコミュージアムウォークなどの自然環境学習を実施しています。

また、八ツ杉森林学習センターでは、森林体験プログラムの開催や植樹活動を実施しています。

保育園・認定こども園、小中学校では、身近な生きもの観察や植物栽培などの環境教育を実施しているほか、市内の全小学校を対象に、コウノトリに関する環境学習を行っています。

また、SATOYAMA親子レンジャーを開催し、親子で川や田んぼ、里山において生きもの観察、炭焼きなどを体験する活動を実施しています。

8 「いのち」を大切に学ぶ

本市では、主に中学校において、かつて野生のコウノトリが絶滅したことや、コウノト

りを頂点とした里地里山の生態系ピラミッド、自然界の命のつながりについて学習しているほか、中学校の総合学習のなかで「命のぬくもり体験学習」を実施しており、思春期の中学生が赤ちゃんとふれあう「赤ちゃん抱っこ体験」を通して、命の尊さに触れる機会を設けています。

また、将来のコウノトリの野外定着を願うとともに、地域の自然再生のシンボルとして、地域の子どもたちが絵を描いた人工巣塔が平成22年度以降、市内で7基設置されています。

そのほか、図書館や地区公民館では、本市に飛来したコウノトリの実話を紙芝居にした「くちばしの折れたコウノトリ」の口演や絵本の読み聞かせを行っています。



白山地区に設置された人工巣塔

9 情報発信と交流

(1) コウノトリに関する情報発信

本市では、平成24年12月に「コウノトリが舞う里づくり戦略」を策定し、コウノトリが舞う里づくりの取組みを行ってきました。このコウノトリが舞う里づくり戦略は、平成28年3月に「国連生物多様性の10年日本委員会」において、「多様な主体の連携」、「取組みの重要性」、「取組みの広報の効果」などの観点から総合的に判断され、認定連携事業に決定したことから、国内各地で生物多様性保全活動を行う団体などに対し、本市の取組みを広く発信することができました。

平成29年2月には、本市出身の日本を代表する絵本作家・かこさとし氏の「コウノトリのコウちゃん」が出版されたほか、同年8月には、本市における「半世紀に1度のまちづくり」として再整備された武生中央公園内に、かこさとし氏の協力、監修を得て「コウノトリ広場」が完成するなど、市内外問わず多くの人にとってコウノトリについて触れる機会が増えています。

また、しらやまいこい館内にある「コウノトリPR館」では、本市とコウノトリとの歴

史やコウノトリの生態、コウノトリの住める豊かな里地里山について紹介しています。本市では、令和元年度末までに、コウノトリPR館における展示スペースを拡張する施設改修を行った後、令和2年度にかけて、地元団体と協働しながらパネル展示やデジタルサイネージ（電子掲示板）を活用した映像の放映など展示物の充実を図ることにより、コウノトリや自然環境に関する学びや交流の場として活用するとともに、コウノトリが舞う里づくりの更なる普及・啓発を強化する予定です。

更に、主にイベントにおけるコウノトリが舞う里づくりのイメージキャラクター「えっちゃん」の活用や、広報物などを作成する際のイメージキャラクターの利用など、人々が親しみやすいキャラクターを用いた、PR活動を様々な場所で行っています。



大玉トマト「紅しきぶ」を紹介する「えっちゃん」 コウノトリが舞う里づくりイメージキャラクター

「えっちゃん」

(2) グリーンツーリズムの取組み

本市では、ロハス越前、エコ・グリーンツーリズム水の里しらやま、坂口グリーンツーリズム研究会を中心に、農家民宿・食育・農業・自然環境に関する体験や都市住民との交流を組み合わせたグリーンツーリズムを展開しています。平成31年3月には、エコ・グリーンツーリズム水の里しらやまが、県・市の事業を活用して地域の空き家を改修し、福井ふるさと茶屋「白山さんち」を整備しました。白山地区の豊かな自然環境と里地里山の原風景を次世代へつなぎ、地域の情報発信や都市住民との新たな交流拠点として、地域振興やまちづくりの発展を図っています。

【市内の農家民宿数】

今立地区	9軒
白山・坂口地区	10軒
北日野地区	1軒
計	20軒

平成31年3月31日現在

(3) 多様な主体との連携

本市では、地元企業や福井県立大学などと連携しながら、里地里山の保全活動を実施しています。

主な活動内容としては、平成26年度からコウノトリの餌となるドジョウ養殖技術の調査研究を福井県立大学の協力のもと簡易な手法を開発し、平成27年度から白山・坂口地区において、農家や集落が主体となったドジョウ養殖の取組みを進め、コウノトリの餌だけでなくドジョウを特産品としての加工品開発が行われ、地域活性化に向けた取組みに広がっています。

また、本市では、コウノトリが舞う里づくりを目指すため、「コウノトリが舞う里づくり大作戦」を毎年開催しており、活動報告や課題について話し合い、コウノトリが定着できる豊かな自然環境を保全再生する機運を高めています。

水辺と生き物を守る農家と市民の会では、環境を守りながら暮らしていくことの大切さを学ぶことを目的として、(株)福井新聞社やコウノトリ呼び戻す農法部会、市と共催で、無農薬、無化学肥料の稲作を体験する「越前にコウノトリ呼び戻す田んぼファンクラブ」の活動を行っています。この活動は、日本ユネスコ協会「プロジェクト未来遺産」に登録されており、市内外からの多くの参加者と共に活動を行っています。

【主な活動内容】

- ・ 福井県立大学 ドジョウ養殖技術指導
- ・ 仁愛大学 しらやま西瓜の収穫体験、子どもたちとの坂口生きもの観察会
- ・ 城西大学 希少野生生物及び外来生物の調査
- ・ 住友ゴム工業(株) ビオトープ整備
- ・ (株)福井新聞社 稲作体験と農家との交流 (田んぼファンクラブ)



ドジョウを利用した食のイベント

10 野外コウノトリの飛来、産卵・ひな誕生

本市には、平成22年4月の「えっちゃん」の飛来以降、毎年コウノトリが飛来しています。平成29年には、白山地区菖蒲谷町で営巣し産卵が確認されたほか、令和元年5月には、白山地区安養寺町のコウノトリ人工巣塔において、県内で55年ぶりのひなが誕生しました。また、平成30年9月に坂口地区から放鳥された「りゅうくん」が、令和元年5月に東部地域の南中山・服間地区に初めて飛来し、その後53日間滞在したことから、

市全域に飛来地が広がっています。

このような状況のなか、本市では、コウノトリの飼育や野外復帰事業に関わる団体で構成されるネットワーク（コウノトリ個体群管理に関する機関・施設間パネル：略称 I P P M-O W S）に所属し、コウノトリの定着に向けた情報交換を行い、関係機関との連携を図っています。



県内で55年振りに誕生した
野外コウノトリのひな



市の東部地域に初めて滞在した
コウノトリ「りゅうくん」

課 題

- 1 本市の西部地域は、環境省の「里地里山保全再生モデル事業」実施地域の一つに選定されるなど、誇るべき自然環境が残されています。今後も、自然循環機能を維持・増進する環境と調和のとれた農業生産を行うことが求められています。
- 2 平成30年産米の生産調整の実績では、転作等実施面積の2割以上が自己保全管理などの不作付地となっています。こうした不作付地は、将来、耕作放棄地につながる可能性があり、数年間管理されない農地をもとの優良な農地に戻すには、多くの資金や労力が必要となることから、営農を継続することが必要です。
- 3 本市の農業生産基盤は、昭和40年代に行われた土地改良事業で整備されたものが大部分を占め、老朽化が進行していますが、農村住民の減少や高齢化により、適切な施設の改修や保全管理が困難になっています。
- 4 イノシシやカラス、中獣類などの鳥獣による農作物の被害面積が拡大するなか、近年は、ニホンジカやニホンザルによる被害も発生しています。鳥獣害対策は、防護柵の適切な整備と管理、有害鳥獣の捕獲など、非農家を含めた地域ぐるみの活動を引き続き推進しながら捕獲による個体数の適正管理が必要です。また、捕獲鳥獣のジビエ利用が課題となっています。
- 5 環境調和型農業を実施している水田での水田退避溝の整備や、休耕田ビオトープの整備を更に進めることが必要です。

- 6 河川・水路から水田までの水系をネットワーク化する、河川魚道や水田魚道の整備を更に進める必要があります。
- 7 水田退避溝や休耕田ビオトープ、水田魚道、河川魚道など、効果的な整備や管理方法について、普及のための理解を広げることが必要です。
- 8 里山の保全再生のため、民有林造林支援事業を推進すると共に、林業や森林の多目的利用により山に入る人を増やすことが必要です。
- 9 希少野生生物などの保全や、特定外来生物などの駆除・防除を市民が効率的・効果的に取り組めるように、地域活動として広く普及することが必要です。
- 10 本市の西部地域を中心に進めている自然環境の保全再生の取組みを順次市全域に広げていくことが必要です。
- 11 身近にある田んぼや水路、里山などで、多様な生きもの、自然環境とふれあうことで命のつながりを実感し、里地里山を守る心を育む自然体験や農業体験学習の機会を増やすと共に、内容の充実を図ることが必要です。
- 12 農業体験や自然再生活動については、地元企業のCSR活動や大学との連携を深めると共に、地域内外の住民が参加しやすい活動内容とすることが必要です。特に、コウノトリをシンボルとした環境保全の取組みは、主体となる市民が限定的にならないよう、情報提供や参画しやすい環境づくりを推進し、新たな応援団を増やすことにより、多様な主体への連携を図り、次世代へつなげることが必要です。
- 13 農村地域の活性化対策の一つとして取り組んでいるグリーンツーリズムは、北陸新幹線南越駅（仮称）開業を契機にインバウンドなど新たな交流を視野に入れた体験内容の充実や農家民宿など受入れ体制の整備、効果的な情報発信が必要です。
- 14 コウノトリPR館について、見学者受け入れ体制の充実が必要です。

2 基本的な施策

「農を基盤とした豊かな自然環境と人と人が絆で結ばれた地域社会の実現」を図るため、次の施策を展開します。

また、基本構想には、「農地や里地・里山は市民共通の社会資本であり、その存在価値をすべての市民が理解し、地域の農業を応援することが求められる。」と掲げられていることから、その主旨を踏まえた施策を推進します。

1 農村景観の保全

(1) 地域ぐるみによる保全活動の促進

農業従事者の高齢化や、鳥獣被害の増加により、農家だけでは農地を守ることが困難な状況になってきています。また、家屋や人的被害も懸念されることから、非農家を含めた市民や地域ぐるみによる里地里山の保全活動を推進します。

(2) 多面的機能の啓発

農業・農村には、洪水や土砂崩れの防止、水源涵養、生物生態系や景観の保全などの機能があり、これらは多面的機能といわれています。

この多面的機能は、適切に農業生産が営まれることで発揮されるものですが、その機能の効果を享受するのはすべての市民であることから、その役割や重要性を市民に啓発します。

(3) 活動団体のPR及びネットワーク化

生きものに配慮した冬季湛水などの農法や、水田魚道などの自然再生に取り組んでいる地域、団体、企業などの活動の推進のため、県が実施している「生き物ぎょうさん里村」へ登録を促進し、PR及びネットワーク化を図ります。

2 里地里山の保全再生

(1) 里地・水辺の保全再生

豊かな自然環境のシンボルとなるコウノトリの定着を目指し、多様な生きものの生息場所となる水田退避溝、休耕田ビオトープなどを市全域に広げます。また、河川・水路から水田までの水系をネットワーク化し、河川魚道や水田魚道の設置を更に進めます。

(2) 里山の保全再生

里山の生物多様性の保全再生を図るために、里山の適切な整備を進めます。

(3) 希少野生生物等の保全と特定外来生物等の駆除・防除

アベサンショウウオ、トミヨ、ナガレホトケドジョウなど希少野生生物などの保全活動と併せて、オオクチバスなどの特定外来生物などの駆除・防除を進めます。

3 農村の資源を活かしコウノトリをシンボルとした交流活動の推進

人と人が絆で結ばれた地域社会の形成や様々な人が自然に触れる機会を創出するため、農村資源を活かした交流事業やいのちの尊さを学ぶ活動を推進します。

(1) 学習の場としての活用

農村には、自然環境や農産物の生産など様々な学習資源や、古くから培ってきた豊かなコミュニティーや文化が保存・継承されていることから、それらを積極的に活用した学習が行われるよう支援します。

(2) 農業・農村体験交流の展開

グリーンツーリズムの推進は、都市や市街地の人々の農業体験や農家民泊による農家の収入となるだけでなく、交流により地場産農産物のPRや直販につながることで、農家の収入増加につながります。

また、北陸新幹線南越駅（仮称）開業を契機にインバウンドなど、新たな交流を視野に入れた体験内容の充実や農家民宿などの受入れ体制の整備、効果的な情報発信を支援します。

更に、滞在型から移住型への受入れ体制の整備や、農地・空き家情報の提供、農村への定住化対策についても検討します。

(3) 保育園・認定こども園、小中学校、地域、市民団体における自然環境学習

子どもたちの自然や生きものに触れる機会を創出するため、身近な川や山、田んぼでの自然体験や農業体験などの自然環境学習を推進します。

(4) コウノトリをシンボルとした多様な実施主体と連携した環境保全活動

令和元年5月に本市で野外コウノトリのひなが誕生したことや、坂井市においても、ひなの誕生と巣立ちがあったことから、今後県内において、コウノトリの飛来や営巣地が増加することが期待されています。そのため、コウノトリの定着に必要な多様な生きものが生息する自然豊かな環境を保全するために、活動を担う団体などがその地域で培ってきた保全手法などを広く共有し、連携して取り組む必要があります。また、自治振興会や企業、大学などの研究機関、各自治体が連携することで環境保全活動を一層推進します。

(5) コウノトリを題材とした環境学習やいのちを大切にする学び

人と生きものの共生を目指し、思いやりの心を育てるため、生きものとふれあう体験学習などを通じて、「いのち」を大切にする学びを推進します。

4 生産基盤の整備・維持管理

農地や農業用水などは、食料の安定供給の基盤であると同時に、洪水防止・水源水涵養・生物多様性の保全など多面的機能を有していることから、適切な整備や維持管理に取り組みます。

(1) 農業生産基盤の整備

生産性の向上や農地の大区画化、スマート農業の導入に向け、利用集積などを図りながら土地改良事業を推進します。

(2) 鳥獣害対策

鳥獣による農作物の被害防止を図るための対策を推進します。また、鳥獣害対策として捕獲を進めるだけでなく、これまで廃棄していた捕獲鳥獣のジビエ利用拡大を推進します。

(3) 不作付地対策

不作付地を解消し、優良な農地や景観を保全するために、花き・果樹などの作付けや、地域のイメージアップにつながるような農産物の生産を推進します。

(4) 地域ぐるみによる維持管理活動の促進

日本型直接支払制度である多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、地域資源（農地、水路、農道など）の維持・向上を図る活動を支援します。

3 主な事業

1 農村景観の保全

番号	事業名	事業の内容
46	鳥獣害対策推進事業	地域ぐるみの防除、防護柵の整備・管理、有害鳥獣の捕獲の推進
47	耕作放棄地対策事業	農業委員会や農業再生協議会と連携し、解消・防止を推進
48	農村の空き家活用推進事業	情報収集と越前市住まい情報バンク「越前市おうちナビ」の登録促進
49	耕作放棄地化の抑制	農地パトロールの実施と、不作付水田の適切な活用の推進
50	森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業（国）	地域住民と森林所有者の協力による里山林の保全管理や資源利用の取組みを支援
51	活動団体のPR及びネットワーク化	福井県が募集している「生き物ぎょうさん里村」への登録促進

2 里地里山の保全再生

番号	事業名	事業の内容
52	水田退避溝の整備推進事業	・特別栽培米作付水田の不作付部分（ぬるめ）や湧水部分を中心に整備 ・国の環境保全型農業直接支払交付金の活用による推進（再掲）
53	休耕田ビオトープ整備事業	休耕田ビオトープの整備を推進
54	水田魚道、河川魚道整備事業	効果的な場所及び工法による整備
55	ため池、農業用排水施設整備事業	多面的機能支払交付金の活用や、土地改良事業に伴い、生物多様性に配慮した施設の保全・改修を推進
56	希少野生生物等保全事業	市民団体や地域住民によるトミヨ、メダカ、ハッチョウトンボ、アベサンショウウオ、ゲンゴロウ、サギソウなど希少野生生物などの生息地保全活動の促進、保全研修会の開催
57	特定外来生物等駆除・防除事業	特定外来生物などの駆除実施のほか、研修会の開催、市民への普及啓発

3 農村の資源を活かしコウノトリをシンボルとした交流活動の推進

番号	事業名	事業の内容
58	農村の資源を活用した地域活性化	コウノトリやホテル、ドジョウなど農村の資源を活用した地域活性化の取組みを推進
59	グリーンツーリズム推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・都市と農村との交流促進事業 ・都市住民の農業体験、農家民泊、農産物販売の普及促進 ・ホームページの充実、市の広報紙などでの周知 ・旅行会社や周辺市町の観光協会と連携した体験メニューや農家民泊などの推進
60	産地の生産者と消費者の交流	越前にコウノトリ呼び戻す田んぼファンクラブなど消費者交流活動を通じた地場産農産物の購入についてのPR活動実施
61	保育園・認定こども園、小中学校、地域、市民団体における自然環境学習	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区の特色を活かした自然環境学習の実施 ・全地区公民館の「放課後子ども教室」における自然環境学習の実施
62	エコビレッジ交流センターにおける自然環境学習	「里山スクール」、「里やまカフェ」、「エコミュージアムウォーク」などの開催
63	八ツ杉森林学習センターにおける自然環境学習	「森林体験プログラム」などの実施
64	親子での里地里山の体験学習	里地里山の大切さや魅力を親子で体感する「SATOYAMA 親子レンジャー」の実施
65	コウノトリをシンボルとした多様な実施主体と連携した環境保全活動	自治振興会、地元企業、大学、関係自治体と連携した、コウノトリをシンボルとしたビオトープの整備など自然再生の取組みの推進やイベントを開催
66	紙芝居の口演や絵本の読み聞かせ及び子どもの読書	「くちばしの折れたコウノトリ」などの紙芝居の口演や絵本の読み聞かせの推進
67	コウノトリを題材とした環境教育	小学校におけるコウノトリの飼育や里地里山の再生についての環境教育の実施
68	生きものとふれあう体験学習	小学校、保育園・認定こども園における身近な小動物の飼育の実施
69	乳児とのふれあい体験	中学校を対象に「赤ちゃん抱っこ体験」の開催
70	コウノトリPR館運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・コウノトリが舞う里づくりの取組みを通じた交流と情報発信 ・コウノトリPR館の展示内容を定期的に更新し充実を図るとともに、「コウノトリ語り部」の育成など見学者受入体制の拡充
71	産地の生産者と消費者の交流	田んぼファンクラブや、消費者交流活動を通じた地場産農産物の購入についてのPR活動実施
72	コウノトリをシンボルとした多様な実施主体と連携した環境保全活動	自治振興会、地元企業、大学、関係自治体と連携した、コウノトリをシンボルとしたビオトープの整備などの自然再生の取組みの推進やイベントを開催
73	コウノトリイメージキャラクターを活用したPR	各種イベントにおけるコウノトリの着ぐるみの活用や、コウノトリイメージキャラクターを使用したチラシ、商品などの活用促進
74	情報発信	市民啓発イベントの開催及びホームページ（市・

		エコビレッジ交流センター)やSNSをはじめとする多様なネットワーク媒体を用いた全国への取組み発信、市の広報紙などでの周知
--	--	--

4 生産基盤の整備・維持管理

番号	事業名	事業の内容
75	土地改良事業の推進	国・県事業を活用した農道、農業用排水施設の整備、農地の大区画化を推進
76	多面的機能支払交付金（農地維持支払交付金・資源向上支払交付金）事業	農道、農業用排水施設の維持管理や質的向上を図る共同活動を支援
77	鳥獣害対策推進事業（再掲）	地域ぐるみの防除、防護柵の整備・管理、有害鳥獣の捕獲の推進
78	農業基盤整備促進事業（国）	土地改良区などによる簡易な区画拡大、暗渠排水などを推進
79	中山間地域等直接支払交付金事業	農業生産条件の不利な中山間地域などにおいて、農業生産活動継続を支援し、多面的機能の維持や地域活性化を支援する。

4 協働の取組み

- 1 農業人口が減少するなか、これまでどおりの農村地域のコミュニティ維持や、農業・農村の理解を深めるために、非農家の共同活動への参加を促します。
- 2 生産性の高い農業を目指すため、土地改良区との連携と地域住民の理解と協力により、生産基盤の整備や、里地里山の保全再生の取組みを市全域に広がります。
- 3 コウノトリが舞う里づくりの取組みについては、多様な主体への連携を図り、情報提供や参画しやすい環境づくりを推進し、新たな応援団を増やします。
- 4 農家や地域住民が中心となるグリーンツーリズムに取り組むことにより、都市住民との交流を深め、定住に向けた活動を促進します。

5 数値目標

指標名	単位	基準値 令和元年度 (見込)	目標値	指標選択理由
			令和 6年度	
多面的機能支払交付金事業 に取り組む集落数	集落	133	138	農業生産基盤の保全活動の 取組み成果を示す。
農家民宿延べ宿泊者数	人	650	800	グリーンツーリズムの受入 体制整備の成果を示す。
農家民宿数	軒	21	25	
水田退避溝面積	a	38.8	72	水田での自然再生の取組み の成果を示す。

水田魚道設置数	箇所	20	32	水路での自然再生の取組み成果を示す。
休耕田ビオトープ面積	h a	8.8	13.0	休耕田の自然再生の取組み成果を示す。
鳥獣害による農作物被害面積（農業共済引き受け）	h a	15.9	11.1	獣害による被害防止の成果を示す。
生き物ぎょうさん里村への市内登録数	団体	20	26	活動団体のP R及びネットワーク化を示す。
コウノトリP R館来場者数	人	3,000	7,000	来場者の受入れの成果を示す。